

まもなく元号が変わります。新しい元号は4月1日に決定、即日公布と報道されています。

その場合附則などはどうなるでしょうか？

まず現在のもの

昭和六十四年政令第一号

元号を改める政令

内閣は、元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を平成に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

次の改元の政令が施行された場合、現在の政令はどうなるでしょうか？

1 改める政令であるのでそのままとなり実効性喪失。

2 廃止

3 前の政令の改正となる。

これにより形式も変わります。

また施行日は5月1日ですがこの書き方も

1 平成三十一年五月一日

2 公布の日の属する月の翌月一日

3 天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日の翌日

4 天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)第二条の規定により、皇嗣が、即位する日。

私は最初のほうは2、後のほうは3となり

平成三十一年政令第 号

元号を改める政令

内閣は、元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を〇〇に改める。

附 則

1 この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行

の日の翌日から施行する。

2 元号を改める政令(昭和六十四年政令第一号)は廃止する。

となると思うのですがさてどうなるか？

2019年4月1日追記 本日政令第143号として公布されました。

現行の政令の扱いは1の改める政令であるのでそのままとなり実効性喪失となり、施行日は天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日(平成三十一年四月三十日)の翌日

でこれは予想通りでした。